

經濟論叢

第九十八卷 第四號

現段階の粉飾決算の性格	野村秀和	1
社会経済的マーケティングの形成(3).....	橋本勲	19
インフレ利益と秘密積立金	中居文治	36
価値の生産価格への転形と費用価格	松石勝彦	61

昭和四十一年十月

京都大學經濟學會

インフレ利益と秘密積立金

——ドイツ・インフレーション(第一次)の会計的考察 (2)——

中 居 文 治

前稿¹⁾において、第1次大戦後のインフレーション過程で、ドイツの大企業は、債務者利潤を主たる内容とする膨大なインフレ利益を獲得したこと、その場合、名目資本会計による計上利益はインフレ利益を体現したものでけっして架空利益ではないこと、をあきらかにした。

本稿では、当時、大企業が獲得したインフレ利益の分配を阻止することに成功した事実を指摘し、ついで、商法・会計理論によって支持されてきた伝統的な会計実務＝秘密積立金設定方策により、公表貸借対照表において膨大な利益の計上を阻止したことをあきらかにする。

I インフレ利益の分配阻止

企業の利益分配(流出)の主要な形態は、配当と租税であるが、第1次大戦後のインフレ過程では、大企業は、配当の激減と貨幣価値下落にもとづく事実上の免税によって、利益分配を阻止し、内部留保策による資本蓄積を強行したのであった。

1. a. 配 当

「利益の分配を〔企業が〕貨幣価値下落に適応させておこなう〔貨幣価値下落に対応して名目分配利益額を増加させる〕ことは可能であったが、株価と配当との比較よりあきらかなように、実際はきめわてわずかにしかおこなわれなかった」²⁾。諸会社は、巨大な利益があっても、わずかにその一部分だけを分配

1) 拙稿、インフレ利益と名目資本会計、「経済論叢」第97巻第5号、昭和41年5月。

2) K. Helferich, *Das Geld*, 6. Aufl., 1923, S. 637.

し、残りの大部分は工業設備の拡張に使用するという配当政策をとった³⁾。たとえば1922年1月3日付の *Bergwerkszeitung* 紙は、1920/21年度の13の大鉄鋼会社の営業報告 (Accounts) を検討して、諸会社は利益配当に慎重な態度をとり、会社の内部組織をたえず強化するため常に配当制限を計画していたとのべている⁴⁾。これらの13大鉄鋼会社は1920/21年度に383.6百万マルクの〔税引後〕純利益をえたが、このうち160.1百万マルクだけを配当し残りは積立金に繰り入れた⁵⁾。

一般的にいて、インフレ期間中、企業は増資をおこなったとはいえ、資本金は貨幣価値下落に対応するほどには増加しなかった (第1表)。

第1表 ドイツの全株式会社の資本金 (単位: 百万マルク)

	1909. 9. 30 ⁴⁾	1919. 12. 31 ⁵⁾	1919. 12. 31 ⁶⁾	1920. 12. 31 ⁷⁾	1921. 12. 31 ⁸⁾	1922. 12. 31 ⁹⁾
会 社 数 ¹⁾	5,222	5,710	5,345	5,657	6,636	9,558
資本金額(名目) ²⁾	14,722.8	20,984.4	20,284.4	29,026.8	49,351.6	103,739.0
“ (実質) ³⁾	14,722.8	5,056.5	4,887.8	2,015.8	1,415.3	89.4

1), 2) *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich*, 1921-22, S. 410; 1923, S. 395.

3) 卸売物価指数 (F. Hesse, *Die deutsche Wirtschaftslage von 1914 bis 1923*, 1928, S.

441/2) により換算

4), 5) 旧領土

6), 7), 8), 9) 新領土

そして配当率もあまり引きあげられなかったので、貨幣価値下落によって実質的 (金マルクによる) 配当は減少した (第2表)。さらに、配当は、決算日利益を基礎として決定されるのに対し、その支払は決算日よりかなりおくれるのが通常であるので、貨幣価値下落の程度が激しいときには、名目配当額支払によって企業は債務者利潤を獲得することになって、株主のうけとる実際の配当は一層減少させしたのである。

1922年12月27日の *Industrie- und Handelszeitung* 紙によれば、同年末の株式利廻は0.26%にしかすぎなかった⁶⁾。

配当の減少は株価の動向に反映しており、株価は名目的には上昇したけれども、貨幣価値下落の程度に比していちじるしく停滞的であり、実質的 (金マル

3) C. Bresciani-Turroni, *The Economics of Inflation*, London, 1937, p. 315.

4), 5) *Ibid.*, pp. 262-63.

6) Helfferich, *a. a. O.*, S. 638.

第2表 (単位:百万マルク, 配当率と株価指数は%)

AEG

年	1914	1918	1919	1920	1921	1922	1923
資本金額	155	200	200	300	850	1,100	1,400
配当率	10	14	10	14	16	25	0
名目配当額	15.5	28	20	42	136	275	0
金マルク換算配当額	15.5	13.5	5.9	3.1	9.5	2.7	0
株価指数	234.8	232.1	245	332	733%	5,975	11.8

Siemens-Halske

資本金額	63	63	63	126	260	260	260
配当率	12	12	12	14	20	80	0
名目配当額	7.6	7.6	7.6	17.6	52	208	0
金マルク換算配当額	7.6	3.2	1.8	1.2	2.1	0.4	0
株価指数	239.8	171	271	350	不明		

Deutsch-Luxemburg

資本金額	130	130	130	130	260	260	260
配当率	10	10	11	12	20	80	0
名目配当額	13	13	14.3	15.6	52	208	0
金マルク換算配当額	13	6.3	4.2	1.1	3.6	2.1	0
株価指数	107.1	110	214.9	399.5	840	24,750	62.75

Krupp

資本金額	180	250	250	250	250	500	500
配当率	12	0	0	0	4と6	8と10	0
名目配当額	21.6	0	0	0	11.8	46.8	0
金マルク換算配当額	21.6	0	0	0	0.8	4.7	0
株価指数	不			明			

Bayer

資本金額	54	90	90	252	430	910	940
配当率	19	12	18	20と3.5	30と3.5	300と3.5	0
名目配当額	10.3	10.8	16.2	36.6	121.1	2,641.1	0
金マルク換算配当額	10.3	4.1	1.3	2.5	3.3	0.9	0
株価指数	500	271	275	480	625	7,325	26.25

Gelsenkirchener Bergwerk

年	1914	1918	1919	1920	1921	1922	1923
資本金額	188	188	188	188	318	318	318
配当率	8	6	11	9	20	80	0
名目配当額	15	11.3	20.7	16.9	63.6	254.4	0
金マルク換算配当率	15	4.3	1.6	1.2	2.6	0.4	0
株価指数	163.6	142.25	303.25	393	850	25,000	67.9

Handbuch der deutschen Aktiengesellschaften, 1920, II, 1921, I; Salings Börsen-Jahrbuch für 1925/26 より作成。資本金は、各年の決算日現在、株価指数は暦年末現在の数値である。金マルク換算配当額は、決算日の翌月の卸売物価指数によって算出した。

ク) 株価は非常に下落した(第3, 4表)。

なおヘルフェリヒの試算によれば、1913年末には株式市価総額31,200百万マルク、利廻5%として配当額は1,560百万マルクとなるのに対し、1922年末には株式市価総額10兆紙幣マルク、利廻 $\frac{1}{4}$ %として配当額は250億紙幣マルクとなり、これを1922年平均のドル為替相場によって換算すれば、わずか55百万金マルクにしかならない⁷⁾。またこの金額は、1913年の配当額と比較すると、わずかにその3.5%にしかならない。すなわち、配当は絶対的にもいじりしく減少し、ほとんど無配に等しいといってよいほどであった。

これらのことから、ドイツの第一次大戦後のインフレ期においては、配当の形態での企業からの利益流出はほとんど阻止されたことがわかる。

第3表 ドイツのインフレ期の株価動向 (1913=100)

	全企業		鉱業・重工業		加工業		商業・運輸業	
	名目	実質	名目	実質	名目	実質	名目	実質
1918	125	91		101	131	95	103	74
1919	105	28	107	28	109	29	96	26
1920	205	14	274	19	218	15	135	10
1921	432	18	519	22	526	21	210	9
1922	2,059	9	2,937	12	2,449	12	806	4

Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1923, S. 271.

実質指数は、ドル為替指数による換算額である。

7) Helferich, ebenda.

1. b. 租 税

租税の形態による企業からの利益流出(分配)も、配当と同様にほとんど阻止された。そしてこれは、一つは、貨幣価値下落にもかかわらず名目租税額が支払われることから自動的におこなわれ、もう一つは、意識的に課税所得を隠蔽する脱税方策によるものであった。

第一次世界大戦中、そして戦後のはげしいインフレ期にも、ドイツ政府は強力な増税政策をこころみたかにみえたが、たんなる制度上の増税、税法条文の上のみでの増税(具体的なことは続稿参照)にとどまっていた実効なく、インフレの進行によってとくに申告所得、したがって企業利益に対しては、かえって実質的には免税となる結果をもたらしたのである。

戦時中はまだインフレの進行が緩慢であったため、戦時税の新設によってかなりの増税となったが、敗戦後、インフレが激化するにつれ、申告所得に関する課税はほとんど免税に等しいものとなってしまった。インフレが頂点に達した1923年についてみると、間接税が税収入のうちで最大部分を占め、また所得税のうち90—95%が源泉課税分であった。申告所得については、その獲得の時期と査定および納税の時期の間にかかなりの期間が介在し、しかも納税は紙幣マルクにより名目額でおこなわれたため、その間の貨幣価値下落によって、実質的には減税となる現象が生じたからである。当時、新設の法人税(Körperschaftssteuer)についてみると、税額の査定は事業年度または暦年度の経過後におこなうものとされ(1920年の法人税法第21条)、その納付は税務署より交付する納税告知書の受領一ヶ月以内におこなわれることを要した(第29条)⁸⁾。このような規定の下では、源泉所得税にくらべて少なくとも平均七ヶ月以上も税の徴収を猶予されることになり、その間に貨幣価値がいちじるしく低下する場合

第4表 ドイツ諸会社の株式資本の市場価値
(ドル為替換算、
単位：百万金マルク)

1913年末	31.2
1921年末	9.9
1922年末	4.9
1923年4月	9.6
1923年7月30日	12.8

Bresciani-Turroni, *The Economics of Inflation*, London, 1937, p. 263.

8) *Reichsgesetzblatt*, 1920, SS. 400/401.

には、実質的税収は当然激減することになる。

税務当局は、このような事態に直面し、インフレの進行とともに、対抗策を講じねばならなかった。当時とられた一つの措置は、配当へ源泉課税をおこなうもので1922年4月8日の法改正によって、配当支払会社に対し、配当額の15%が源泉徴収され、配当受領会社については、その総所得の30万マルク以下、200万マルク以下、200万マルク超の三段階に応じて、各々その配当所得の15%、12.5%、10%をその会社の納付する法人税に充当することとされた⁹⁾。この制度は、1923年3月20日の法改正の場合にも踏襲された。

もう一つの措置は租税の前納制であった。1921年3月26日の「法人税の前納に関する法律」によれば、法人税法の適用をうける会社は、特別の催告を待たず、各事業年度の決算確定後一ヶ月以内に、法人税の前納として決算に明示された利益の10%を納付すべきものとされた¹⁰⁾。この前納率10%は、1922年4月8日の法改正により、さらに15%に引きあげられた¹¹⁾。しかし、この措置は納期を数ヶ月繰りあげたにすぎず、納税は従来の規定同様、決算以後におこなうものであって、源泉徴収と同様の効果はとうてい期することができなかった。

本来の意味における前納制は、インフレが頂点に達した1923年になってはじめて採用された。すなわち、1923年3月20日の「税法における貨幣価値下落考慮に関する法律」において法人税法が修正され、本来の前納制が規定された。それによれば、法人税を賦課される会社は、現事業年度に対する法人税の前納として、前事業年度の決算確定後一ヶ月以内に、特別の催告を待たず、決算に明示された利益の10%および配当として分配されるべき額の10%を納付すべき義務を負い、さらにその時点後三ヶ月以内に、前記利益および配当のそれぞれ5%を納付する義務を負うものとされた¹²⁾。(この本来の前納制は所得税については1922年度より実施されていた¹³⁾。) 前記前納額はインフレの激化ととも

9) *Reichsgesetzblatt*, 1922, Teil 1, S. 352.

10) *Reichsgesetzblatt*, 1921, SS. 342/343.

11) *Reichsgesetzblatt*, 1922, Teil 1, S. 352.

12) *Reichsgesetzblatt*, 1923, Teil 1, S. 207.

13) *Reichsgesetzblatt*, 1921, S. 1582.

に、法改正によって、35倍（1923年7月9日法）、600倍（同年8月11日法）、45,000倍（同年9月27日法）と急激にひきあげられたが、これでも貨幣価値下落の程度におよぶべくもなかった。このような対策も、結局はなんら実質的效果をあげえず、税収は激減したのであった。

企業は、以上のように貨幣価値下落の激化によって、受動的に租税の支払を免がれただけでなく、積極的に脱税方策をも行使した。インフレの下では、とくに税モラルの低下が問題とされ、脱税がきわめて一般化していた¹⁴⁾のであるが、既述のように貨幣価値下落に対処せんとして（実際は成功しなかったが）税法改正が頻繁におこなわれて（前に実施された法令を修正する法令の連続的発布）、税法は非常に複雑となり、その実施上の困難も多々生じて、税務当局の事務が繁忙をきわめ、徴税事務が停滞したことも、脱税をより一層容易にしたのであった¹⁵⁾。そしてこの場合にも、有利な状態にあったのはやはり大企業、コンツェルン企業であった。コンツェルン企業の場合、その構成会社間で相互に勘定を移動させて実際の会社の財務状態を隠蔽して貸借対照表にヴェールをかけることが容易であり¹⁶⁾、それは、決算日の異なる会社間で操作がおこなわれる場合にはとくに有効であった¹⁷⁾。財産状態と利益をあからさまにされ、租税の査定と納付の間の貨幣価値下落によって相殺されぬかぎり、高率課税を完全なまでにこうむった多くの小企業とくに個人企業とはちがって、コンツェルン企業はその経済力・政治力により、また外部から明瞭に見透せない複雑な構造によって〔脱税は容易であり〕、租税の重課〔実際は名目的にしかすぎなかったが〕を忌避したのである¹⁸⁾。（このような税務上の利点から、さもなければおこなわれ

14) E. Schmalenbach, *Die steuerliche Behandlung der Scheingewinne*, in: Schmalenbach-Prion, *Zwei Vorträge über Scheingewinne*, 1922, SS. 41-42; E. Knof, *Die steuerliche Revision der Unternehmungen des Handels und der Industrie*, 1921, S. 11.

15) Bresciani-Turroni, *op. cit.*, p. 65.

16) R. Liefmann, *Beteiligungs- und Finanzierungsgesellschaften*, 3. Aufl., 1921, S. 55.

17) F. Schär, *Buchhaltung und Bilanz auf wirtschaftlicher, rechtlicher und mathematischer Grundlage für Juristen, Ingenieure, Kaufleute und Studierende der Privatwirtschaftslehre mit einem Anhang über Bilanzverschleierung*, 3. Aufl., 1919, S. 347.

18), 19) H. Beckerath, *Kräfte, Ziele und Gestaltungen in der deutschen Industriegewirtschaft*, 2. Aufl., 1924, S. 82.

なかったようなコンツェルン結合さえおこなわれたといわれる¹⁹⁾。

このようにして、インフレ期間には、「企業所得からなされる租税支払はたえず減少していった²⁰⁾」のであって、企業とくに大企業は、こうしたことの結果事実上おこなわれた実質的免税によって企業基盤を一層強化したのである。

II インフレ利益の計上阻止

2. a. その背景としての商法および会計理論

次に利益計上の側面をみると、当時の大企業の商事貸借対照表（公表貸借対照表）に計上された利益は秘密積立金の設定によっていちじるしく過小表示されていた。

ドイツにおける企業会計実務は、独占確立期を中心とする過大減価償却＝1マルク勘定の設定にみられるごとく²¹⁾、秘密積立金の設定に大きな特色があり、この傾向は現在もなお続いている²²⁾とあってよいであろう。

第一次世界大戦後のインフレ期以前にすでに秘密積立金設定実務は一般化していた²³⁾。固定資産における1マルク勘定設定＝過大減価償却、さらには即時償却による固定資産不計上（たとえば、1914年6月25日の *Frankfurter Zeitung* 紙の論評によれば die deutschen Waffen- und Munitionsfabriken 会社の貸借対照表は、機械、器具、備品を即時償却し、1マルク勘定すら完全に除去している²⁴⁾、棚卸資産の過大な評価減²⁵⁾、さらに棚卸資産の不計上（「商品在庫の一定部分を貸借対

20) R. Wagenführ, „Die Industriewirtschaft: Entwicklungstendenzen der deutschen und internationalen Industrieproduktion 1860 bis 1932“, *Vierteljahrshefte zur Konjunkturforschung*, Sonderheft 31, 1933, S. 25.

21) 津守常弘, ドイツ独占確立期における自己金融と決算政策, (1), 「経済論叢」第88巻第5号, 昭和36年11月, 51頁以下。

22) G. Saage, *Die stillen Reserven im Rahmen der aktienrechtlichen Pflichtprüfung*, 1959, S. V; E. グーテンベルク「ドイツの奇跡」(2), 篠田・島野訳, 昭和37年, 43頁。

23) 津守, 前掲論文; W. Osbahr, *Die Bilanz vom Standpunkt der Unternehmung*, 1918, SS. 94-96; E. Schmalenbach, „Grundlagen dynamischer Bilanzlehre“, *ZfhF*, Jg. 13, 1919, S. 84, usw.

24) Schär, a. a. O., S. 360.

25) R. Passow, *Die Bilanzen der privaten Unternehmungen*, 1910, S. 181; Derselbe, *Die Bilanzen der privaten und öffentlichen Unternehmungen*, Bd. I, 3. Aufl., 1921, S. 198.

照表に計上しない慣行が相当ひろまっている」²⁶⁾とさえいわれていた)、有価証券の過小評価²⁷⁾等の手段により、秘密積立金の設定がおこなわれた。コンツェルンにおける貸借対照表作成規定の統一化²⁸⁾にもなって秘密積立金設定実務はきわめて一般化していたと考えられる。

このような会計実務をささえるのが、商法における秘密積立金設定の許容と、会計理論における動態論の抬頭であったので、つぎにこれらの点に触れておく。

まず、商法についてみると、1884年の第二株式改正法の第185条a項(のちに1897年の新商法第261条となる)の評価規定は、棚卸資産等には低価(原価または時価いづれか低い方)最高限主義、固定資産等には原価最高限主義を規定し、評価の下方への限界は設けていないゆえ、資産の評価減したがって秘密積立金の設定は合法的であった。

1891年4月30日の大審院判決は、資産過小評価合法論を展開し、ついで1894年に公表された新商法草案に関する連邦参議院の建議書は、この主張をさらに徹底させて秘密積立金の設定傾向を歓迎し、秘密積立金設定は広汎に普及した商慣習であり、この慣習は企業の経済的基礎の強化のためにのみ役立つのであって、法律規定によってこの慣習に反対する動機はまったく存在しないとまで主張した。

1897年の新商法には、第38条において「あらゆる商人は帳簿を作成してそれに商取引および財産状態を正規の簿記の原則にしたがって明示すべき義務を負う」という有名な「正規の簿記の原則」が導入された。上記建議書によれば、正規の簿記の原則にしたがうということは「どのような仕方で記帳すべきかは慎重な商人の慣習にもとづいて判断するということ」であり、ここに実務的慣習が大巾に法律上容認される基礎がすえられた。そこで当時一般的な秘密積立金設定の実務的慣習は、この条文を法的根拠として制度化されたのである。

さらに1897年7月12日の大審院(Reichsgericht)判決が、新商法第31条

26) F. Findeisen, *Der eiserne Bestand*, 1923, S. 52.

27) 津守, 前掲論文, 64/65頁; Schär, *a. a. O.*, S. 360.

28) 津守, 前掲論文, 55頁; S. Duschnitsky, *Das Konzern-Problem*, 1927, S. 151/2.

(旧商法第40条)にいう貸借対照表日価値評価規定は真実価値を強制しているのではなく、過小評価を容認しているというに及んで、秘密積立金設定を阻止する最後の拠点も崩壊し、企業形態のいかんをとわず、商人全般に過小評価実務が合法化されることになった。このように当時のインフレーション期以前にすでに秘密積立金設定の実務は商法上全面的に容認されていたのであった²⁹⁾。

会計理論の側面をみると、19世紀から20世紀への転換点においてドイツ静態論は従来の貸借対照表絶対的真実性の主張から、貸借対照表相対的真実性＝非真実性の主張へ大きく転換し、過小評価実務を理論的に支持するに至った³⁰⁾。1898年、ジモン³¹⁾は、主観価値説より、価値の確定は判断によることからであり、株主総会の過半数、経営者の判断が確実なものであるとして過小評価実務を合理化した。さらに1899年、ノイカンフは独特の法解釈論のみならず法解釈の枠をふみこえた経済的・実務的考慮より、過小評価を全面的に主張した。つづいてシュタウプ³²⁾、レーム³³⁾も過小評価実務を肯定した。しかし、以上の主張は、何ら論理的必然性より生じたものでなくこれを貸借対照表における財産計算・真実価値を旨とする静態論の枠内で論理的に体系づけることはとうてい不可能であり、そのため秘密積立金設定を積極的に理論づけるには、財産計算・真実価値から解放されたところのまったく次元を異にする会計理論・動態論の登場が不可避であった。

世紀の転換点において静態論を否定して登場した動態論に、ここでは秘密積立金設定との関連においてのみ簡単にふれる。

ヴィルモフスキーは、1896年に、「……貸借対照表の終局目標は……財産価値の決定でなく……利益または損失の測定である。換言すれば、貸借対照表は財産貸借対照表でなく経営貸借対照表である。」³⁴⁾として、損益計算の手段とし

29) 以上の貸借対照表法の展開の詳細は、津守常弘、ドイツ静態論と秘密積立金、「立命館経営学」第2巻第2・3号、昭和38年8月を参照。

30) 31) 32) 33) 津守、前掲論文。

34) B. von Wilmsowski, *Das Preussische Einkommensteuergesetz vom 24. Juni 1891*, 2. Aufl., 1907, S. 81. 1896年の初版は参照しえなかったが、K. Barth, *Die Entwicklung des deutschen*

ての貸借対照表の目的に明確な認識を与えて財産計算・真実価値から解放し、固定資産・流動資産ともに取得原価による評価を原則としておこなうべきことを主張した³⁵⁾。ただし流動資産(商品・製品・半製品)については、「例外的」に、決算日時価が取得原価以下の場合には、このより低い時価を附すべし³⁶⁾として低価主義を積極的に認めた。

さらに彼は、時価が低くなくとも、販売価格が取得原価を下まわるおそれのある場合には、評価額を取得原価以下に引下げるべきであるとし、その評価減の程度については周知の事情および経験にもとづく見積り(Ermessen)によって決定される³⁷⁾として過小評価を是認した。そのうえ、とくに多くの株式会社によっておこなわれているところの、資産(Inventar)を継続的に補充するために支出されるコストを通常、経営支出(費用——引用者)として計算する方法、すなわち、1マルク勘定の設定という計算方法は、上記の貸借対照表の目的〔損益計算目的〕にまったく合致するものである³⁸⁾とさえ主張した。この場合、ここに示されたところの限定された場合だけでなく、膨大な固定資産に対する1マルク勘定の設定をも、彼が肯定しているとみても大きな誤りはないであろう。(なお、彼の場合、贈与をうけた資産をゼロ評価せずに個別的使用価値で借方計上し、同時に同額を利益とすることなく資本勘定に貸方計上して損益には影響させない方法を主張³⁹⁾して、意図的かどうかは問わないが、結果的に、秘密積立金を「公示」することになる方法を考慮していた点は注目に値する。)

以上のように、彼は、資産の過小評価の是認を何ら理論的に裏づけることなくおこなっているのであるが、それが損益計算という貸借対照表目的に合致すると主張することによって、静態論者における「真実価値」との矛盾を避けようとしたのである。

Bilanzrechts, Bd. I, 1953, における引用をみた限りではすくなくとも、注 34), 35), 36), 37) については初版と2版との相違はない。

35) Wilmoswki, *a. a. O.*, SS. 81, 84.

36) 37) *Ebenda*, S. 85.

38) 39) *Ebenda*, S. 82.

彼の継承者⁴⁰⁾ フィッシャーも、貸借対照表の第一次目的が損益計算にあることを強調した⁴¹⁾。そして簿記にもとづく評価論を展開して簿記から独立した価値を否定し、取得原価主義を主張した⁴²⁾。(ただし、低価主義を否定はしない⁴³⁾。) また費用配分の原理⁴⁴⁾を定式化して⁴⁵⁾客観的な損益計算を明瞭に認識したが、一方では企業会計実務・企業財務政策を無批判的にうけいれて、自己の損益計算の論理をみずから破壊した。

そのことは、保守主義の容認および利益償却論の展開に見いだされる。彼は、経営財産の流動性(流動資産に対する流動負債および経営費用の割合)についての危険に対処するための配慮から、保守主義を是認した⁴⁶⁾。また減価償却は、使用財産に毎年生じた価値損失をあらわすものではなく、その将来生ずべき損失をできるだけ均等に配分しようとするものであるという、減価償却についての彼独特の理解の仕方から、通常の〔均等的〕配分方法からそれでもならぬ不都合でなく、営業成績が不良で、利益が少なく配当困難なときは償却をおこなわなくてもさしつかえないし、反対に営業成績の良い年度に高い償却をしても、秘密積立金が設定されるからといって非難すべきでなく、むしろ高率の償却をすることが要求されるという⁴⁷⁾。このようにして、彼は、収益の大小によって償却額を任意に増減する方法を正当化した。彼のこの「理論」が大企業のおこなっていた過大償却—秘密積立金実務を「合理化」したことはいうまでもないであろう。

ヴォルモフスキー、フィッシャーにつづいて動態論を完成したといわれるシュマーレンバッハは、1908年「減価償却論」において、貸借対照表が「正規の

40) E. Walb, Zur Dogmengeschichte der Bilanz von 1861-1919, in: *Festschrift für Eugen Schmalenbach*, 1933, S. 41.

41) R. Fischer, *Über die Grundlagen der Bilanzwerte*, 1908, S. 13.

42) *Ebenda*, SS. 14, 23. (Walb, a. a. O., S. 42.)

43) *Ebenda*, S. 17.

44) Derselbe, *Die Bilanzwerte, was sie sind und was sie nicht sind*, Teil I, 1905, S. 91; Derselbe, *Die kaufmännische Bücher und Papier*, in: *Ehrenbergs Handbuch des Handelsrechts*, Bd. II, I, 1914, S. 495.

45) Walb, a. a. O., S. 42.

46) Fischer, *Über die Grundlagen der Bilanzwerte*, S. 49.

47) Derselbe, *Die Bilanzwerte, was sie sind und was sie nicht sind*, SS. 73-75.

簿記の原則」によって作成されるべきこと⁴⁸⁾、そして「正規の簿記の原則」によれば貸借対照表は財産表示を目的とせず損益測定的手段であるべき⁴⁹⁾ことを強調した。ここにいう「正規の簿記の原則」とは既述(44ページ)のごとく、商人の帳簿作成上の原則として商法上規定されたものであり、その内容は具体的には示されていないが、通常の商人の慣行と一般に解されている。彼のごとく、「正規の簿記の原則」にしたがった貸借対照表作成を主張することは、すなわち、現実の会計実務＝秘密積立金設定を肯定することにほかならない。彼は、とくに減価償却について、その年度配分を固定資産の耐用年数⁵⁰⁾と能率(Leistungsfähigkeit)⁵¹⁾によっておこなうという原則をたてたが、その厳密な定式化はあまり実務的な意味をもたないといひ⁵²⁾、かつ、現存する種々の減価償却方法について、あるものはよく、他のものはわるいということはいえず、その適否のいかんはその場合の事情次第である⁵³⁾として、現実の減価償却実務を肯定したのである。

「正規の簿記の原則」を「理論」へ導入することによって、現実の会計実務を正当化した彼はさらに、より一層の「理論づけ」をはかるため、「動的貸借対照表原理」において、「比較性の原則」を導入した。「正確性、迅速性等の一般的要請とならんで利益計算にむけられねばならぬ最も主要な要請は、えられた数値の比較性〔原文わかちがき〕に帰着する。ある期間の算定利益は、この期間の経済性、しかも相対的経済性のできるだけ良好な尺度でなければならぬ。利益が絶対的に正確であるよりもむしろ、高利益によって高い経済性が、低利益によって低い経済性が示されることが重要なのである。そしてとくに、上向または下向傾向が停止して逆転する転向点が当該期間に示されることが問題なのである。」⁵⁴⁾

そして、配当安定化または個人的利己欲のためなどの動機による資産の過小

48), 49) E. Schmalenbach, „Die Abschreibung“, *ZfHf*, Jg. 3, 1908, S. 81.

50) *Ebenda*, S. 82.

51) *Ebenda*, S. 83.

52) *Ebenda*, SS. 83/84.

53) *Ebenda*, S. 84.

54) Derselbe, „Grundlagen dynamischer Bilanzlehre“, *ZfHf*, Jg. 13, 1919, S. 90.

評価は排除すべきであるが、そうでないその過小評価は企業の経済性を明瞭化するものであり、かつ利益表示の不変性(Stetigkeit)と比較性を増進するものである⁵⁵⁾とし、比較性の原則を根拠として資産の過小評価＝秘密積立金設定を積極的に肯定した。彼はなるほど動機いかんによっては企業の経済性を隠蔽する場合もあることを指摘してその濫用をいましめている⁵⁶⁾とはいえ、動機そのものを具体的に区別することはきわめて困難であるから、企業会計実務をそのまま肯定する有力な「理論」を形成していることは否めない。

さらに彼は、評価論上、とくに棚卸資産評価に恒常在高法を推賞する場合に、「秘密積立金がたえずくりかえしはきだされて利益計算が阻害される場合よりも、固定価額のなかに秘密積立金を設定することによって、より正当に〔価格〕変動に対処しうる」⁵⁷⁾とのべ、期間計算に比較性をたもたせるための手段として秘密積立金設定を積極的にみとめる。また、過大減価償却についても、のぞましくない利益表示の変動を、超過償却によって阻止することを主張し、しかも、そのさい、絶対的な利益の表示が攪乱されるだけであって、相対的な利益表示(これは比較性の原則にかなっているとされる一引用者)はなんら攪乱されない⁵⁸⁾としているのである。

このようにして、静態論から動態論への転換・展開は、損益計算目的の強調による秘密積立金設定の「合理化」から、さらに比較性の原則による秘密積立金設定の「理論化」にまで進展したのである。

2. b. インフレ期の秘密積立金設定の実態

以上のように商法によっても通用会計理論によっても全面的に支持されていた会計実務＝秘密積立金設定方策は、インフレ期にも継承され、ひきつづき適用された。しかも、この場合には、貨幣価値の安定していた戦前におけるように単に独占利潤の計上を阻止するだけにとどまらず、さらにインフレ利益とく

55) *Ebenda*, S. 86.

56) *Ebenda*, S. 87.

57) *Ebenda*, S. 90.

58) *Ebenda*, S. 98.

に債務者利潤をも隠蔽する役割を果たしたのである。前稿⁵⁹⁾にみたように、当時、大企業は膨大なインフレ利益、真の利益を獲得したのであり、名目資本会計の下でも費用計上不足による架空利益を十分カバーして、真の利益を計上しえたはずであった。(もっとも、インフレ損失をもっぱらこうむる零細企業は架空利益を計上せざるをえなかった。)しかし、実際は、架空利益の計上どころか、真の利益さえそのまま計上はされず、秘密積立金の設定によって隠蔽されていたのである。

企業はインフレの激化とともに膨張する利益を(貨幣価値下落に対応するだけ名目額が増大しても当然なのであるが、そうは考えずに)真の利益でなく、すべて「架空」の利益であると主張し、その計上を阻止するために種々の方策を講じた。当時のその実情について、シュマーレンバッハは次のようにのべている。「[[この「架空」の利益を計上する貸借対照表の]欠陥を匡正する試みは、まったく無原則的な印象を与えた。……架空の利益を攻撃する手段は、この場合、通例どおりおさまりのものとなった。あらたに取得された〔固定資産〕が〔即時〕費用化された。〔固定資産〕は公示的に減価償却されたのみならず、秘密的にも〔過大に〕減価償却された(Vorabschreibung auf Zugänge, Überteuierungsabschreibungen)。〔固定資産〕取替取得のための準備金が設定された。棚卸資産にはできるだけ金価値での評価が試みられ、そのさい恒常在高理論が面目をほどこした。債権、とくに外貨建債権も通常以上に評価減された。有価証券も、金価値で計上されていない場合は同様に〔評価減された〕。そしてこれらすべて〔の方法〕によっても有効的でない場合には、一般的引当金(工場維持勘定 Werkerhaltungskonten 等)によって〔利益を〕相殺せんとする試みがなされた。」⁶⁰⁾ここにみられるのは、一見してあきらかなように従米通りの秘密積立金の設定にほかならない。(引当金等の計上については続稿でふれる。)

こうした秘密積立金の設定は、インフレ期においても、実体資産とくに固定

59) 前掲拙稿。

60) E. Schmalenbach, *Goldmarkbilanz*, 2. unveränderte Aufl., 1923, S. 25. なおたとえば

資産に顕著にみられる。津守常弘氏の *Handbuch der deutschen Aktiengesellschaften* にもとづく1マルク勘定設定会社の調査によれば⁶¹⁾、1908年度ドイツ全域の財務諸表公表会社1843社のうち1マルク勘定設定会社は592社で全体の32.1%であったが、インフレ期の1919/20年度には、6,005社のうち、2,884社、48%と増加している。そのうち金属・機械工業については、上記比率が1908年度、50.9%、1919/20年度65.6%であった。

次に、インフレ期における秘密積立金設定実務をより一層明きらかにするため、私は、*Handbuch der deutschen Aktiengesellschaften* および *Salings's Börsen-Jahrbuch* から若干の大企業の貸借対照表を抽出し、貨幣価値安定期(1908/09年度)、インフレ期(1919/20年度)およびインフレ収束期(金マルク貸借対照表日または1924年度)について次の諸表を作成してみた。(資料の都合で、大戦直前、戦時中、インフレ高調期についてはみることができなかった。)

これは、当時のドイツの混合製鉄、金属、電気、化学各工業における若干の大企業について固定資産、棚卸資産、総資産の金額および前二者の后者に対する比率を示したものである。(これらの企業はいずれもコンツェルンの中核をなす大企業であって、とりあげた会社数は少ないけれども、これから当時の大企業の秘密積立金設定方針の傾向をほほうかがうことができるとみてよいであろう。)

公表貸借対照表のみによる資料ゆえ、きわめておおざっぱなことしかいえぬことに留意しても、これらの表からあきらかにわかることは、インフレ期には総資産の数値は膨張するが、固定資産は、そして企業によっては棚卸資産も、貨幣価値安定時とあまり変らぬ数値を示していることである。ことに固定資産は、ここに示した三つの年度における数値がほぼ同じで、そのままではどれが

次の文献にもほぼ同様の記述がある。Derselbe, Die steuerliche Behandlung der Scheingewinne, in: Schmalenbach-Prion, *Zwei Vorträge über Scheingewinne*, 1922, S. 16; W. Kalveram, *Die kaufmännische Rechnungsführung unter dem Einfluß der Geldentwertung*, 1923, S. 20; W. Prion, *Die Finanzierung und Bilanz wirtschaftlicher Betriebe unter dem Einfluß der Geldentwertung*, 1921, SS. 23, 24, 26.

61) 津守常弘「ドイツ独占確立期における自己金融と決算政策」(1), 55/56頁。

第5表

(単位:百万マルク)

Bochumer Verein für Bergbau u. Gußstahlfabriken

	固定資産 a	棚卸資産 b	総資産 c	a/c (%)	b/c (%)	資本金 d
1909	30.3+②	7.6	54.4	56	14	25.2
1920	38.4	26.3	266.7	14 (36)	10 (2)	70
1924	82.1	10.3	114.5	74	9	56

Deutsch-Luxemburgische Bergwerks- u. Hütten

	a	b	c	a/c	b/c	d
1909	81.6+①	3.1	97.3	87		42
1920	109.1+③	91.8	838.7	13 (62)	11 (4)	130
1924	117.5	20.2	230.5	51	6	97.5

Essener Steinkohlenbergwerke

	a	b	c	a/c	b/c	d
1909	17.1	0.7	41.7	41	2	19
1920	32.2	10.7	212.3	15 (71)	5 (2)	
1924	51.8	1.1	64.5	80	2	52.5

Gelsenkirchener Bergwerks

	a	b	c	a/c	b/c	d
1909	200.4		307.5	65.2		156
1920	133.8+④	77.3	974.5	14 (68)	7 (3)	
1924	141.1	25.6	327.3	43	8	138.1

Herpener Bergbau

	a	b	c	a/c	b/c	d
1909	150.5+⑦	8.1	188.4	84		80
1920	107.3+⑧	36.9	444.4	24 (78)	8 (2)	85
1924	108.5	5.2	129.6	84	4	100

Klöckner-Werke

	a	b	c	a/c	b/c	d
1909	38.6+③	2.7	60.1	64	4	28.4
1920	43.8		114.9	38 (90)		58
1924	129.0	12.2	174.1	74	7	90

Phönix Bergbau- u. Hüttenbetrieb

	a	b	c	a/c	b/c	d
1909	125.9+①	17.6	189.1	67	9	100
1920	109.2+⑩	64.4	784.1	14 (67)	8 (3)	106
1924	199.0	24.3	446.2	45	5	300

Krupp

	a	b	c	a/c	b/c	d
1909	207.1	128.4	475.7	44	27	180
1920	262.3+③	804.3	1,881.6	14 (69)	43 (15)	250
1924	188.1	68.4	369.2	51	19	160

Mannesmannröhrenwerke

	a	b	c	a/c	b/c	d
1909	11.1+④	1.4	44.9	25	3	22.5
1920	78.8+①	6.4	434.8	18 (61)	1 (0.4)	86
1924	114.1+①	13.4	182.5	63	7	115.4

Rheinische Stahlwerke

	a	b	c	a/c	b/c	d
1909	46.0	8.0	59.3	78	13	40
1920	147.7	81.1	520.4	28 (84)	16 (3)	65
1924	138.5	26.7	257.2	54	10	160

Allgemeine Elektrizitäts-Gesellschaft (AEG)

	a	b	c	a/c	b/c	d
1909	30.4+㉔	14.7	254.5	12	6	100
1920	63.6+㉔	707.5	1,520.1	4 (26)	47 (20)	300
1924	75.5+㉔	43.4	281.9	27	15	156.2

Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk

	a	b	c	a/c	b/c	d
1909	7.5	0.4	73.1	10	6	30
1920	193.5	㉑	283.2	68 (90)	(-)	60
1924	185.1	2.5	276.5	67	1	126.4

Siemens & Halske

	a	b	c	a/c	b/c	d
1909	15.5+㉔	10.2	148.8	10	7	63
1920	209.1+㉔	156.0	547.9	38 (90)	28 (5)	126
1924	27.3+㉔	39.3	205.1	13	19	91

Siemens-Schuckert Werke

	a	b	c	a/c	b/c	d
1909	39.5+㉔	24.9	164.2	24	15	90
1920	276.1+㉔	456.5	1,297.2	21 (48)	35 (23)	90
1924	47.5+㉔	83.9	264.0	18	32	90

aのうち、1909年には、15.2、1920年には、223.4の建設仮勘定をふくむ

Badische Anilin & Soda-Fabrik

	a	b	c	a/c	b/c	d
1909	38.7	21.0	122.7	32	17	36
1920	180.2	319.4	1,469.5	12 (44)	22 (6)	198
1924	119.2	74.2	364.0	33	20	177.2

Farbenfabriken vorm Friedrich Bayer & Co.

	a	b	c	a/c	b/c	d
1909	30.5	16.0	110.7	28	14	36
1920	16.3	43.5	753.8	2 (12)	6 (2)	252
1924	67.9	55.0	270.0	25	20	177.2

Farbenfabriken vorm Meister Lucius & Brüning in Höchst

	a	b	c	a/c	b/c	d
1909	23.0	22.9	94.6	24	24	36
1920	54.9	96.1	759.3	7 (42)	13 (5)	252
1924	58.7	44.3	226.6	26	20	177.2

Rheinische Metallwaren- u. Maschinenfabrik

	a	b	c	a/c	b/c	d
1909	10.7+⑥	5.7	21.9	49	26	12.3
1920	31.9	231.1	316.5	10 (61)	73 (32)	25.7
1924	18.9+⑩	7.2	35.3	53	20	18

Linke-Hoffmann Lauchhammer werke

	a	b	c	a/c	b/c	d
1909	4.4+⑨	3.5	22.3	20	16	3.3
1920	18.8+④	186.0	377.9	5 (42)	49 (30)	67.3
1924	49.0+⑧	19.9	111.6	44	18	60

1909は、合併前の会社のみの数値

Maschinenfabrik Augsburg-Nürnberg

	a	b	c	a/c	b/c	d
1909		不			明	
1920	40.1	280.9	507.5	8 (54)	55 (27)	100
1924	17.3	25.7	55.8	31	46	20

固定資産、棚卸資産の欄の○印の数値は1マルク勘定の数を示す。()内の比率算定のための金マルク換算値の計算は、1920年6月の卸売物価指数(1913を1として、13.82)によっておこなった。会社名は、1924年現在のものである。

インフレ期の数値が見分けがつかぬほどである。またインフレ期における固定資産比率は、いちじるしく小さい。これらのことから、インフレ期にも固定資産は紙幣マルクでなく「金マルク」によって表示されていたとみることができ、このことから過小評価実務は貨幣価値安定時よりも、インフレ期において一層いちじるしくおこなわれていたと考えられる。事実、1920年について、固定資産が金マルク（資本参加 Beteiligung も原則として金マルク）、その他の資産は紙幣マルクで表わされているものと想定し総資産を金マルクに統一換算してみると、固定資産比率（上の各表の1920年のかっこの中の数値）は、1909年、1924年のそれに近いのである。（お参考のため、1927年における産業別資産構成を第6表に示した。）

なお、名目資本会計では、貨幣価値下落の下でも資産の評価替をしないため、貨幣価値安定期に取得した固定資産はインフレ期にも、依然、低い取得価額・

第6表 ドイツにおける産業別資産構成 (1927年)

	企業数	固定資産 (%)	流動資産 (%)
鋳 山 業	111	64.3	35.7
精 鍊 業(混合企業)	68	49.8	50.2
採 石 業	189	51.9	48.1
金 属 加 工 業	299	47.2	52.8
機 械・自 動 工 業	259	41.1	58.9
化 学 工 業	430	41.7	58.3
電 気・光 学 工 業	95	48.5	51.5
ガ ス・水 道・電 力 業	143	75.8	24.2
紡 績 業	443	38.5	61.5
織 物 業	70	24.7	75.3
製 革・製 靴 業	86	22.7	77.3
製 紙・紙 器 業	85	51.6	48.4
印 刷・出 版 業	138	54.0	46.0
製 材・家 具 業	117	34.9	65.1
建 築 業	179	66.2	33.8
食 品 工 業	384	35.1	64.9

K. Schmalz, Betriebsanalyse, 1929, S. 193.

金マルク表示のまま、それを基礎とする減価償却額も低いままであるから償却不足（=費用の過小計上）となる、したがって固定資産に秘密積立金が設定されているとはいえないという見方もあろう。たしかに、インフレ期間についてのみみると、名目資本会計では、減価償却を紙幣マルクに換算してなしえぬゆえ償却不足が論理上発生するが、当時のドイツの現実をみるかぎり、過大償却実務によって、償却不足にはなっていないかっ

たとめてよいだろう。かりに償却不足が特定年度にあったとしても、それは過去の過大償却によって設定された秘密積立金の一部が取崩されたにすぎない。

きわめて不完全な算定ではあるが、毎年の固定資産増加額 (Zugänge) および減価償却額を公表しているごく一部の企業について、1920年貸借対照日の固定資産計上額から逆算した毎年の償却率 ($= \frac{\text{減価償却}}{\text{期首固定資産} + \text{当期固定資産増加} \times 0.5}$) を示したのが第7表である。固定資産増加額を、非償却資産の土地と償却資産

第7表

(単位：百万マルク)

年 度	固定資産 増加額	減価償却 額	減価償却 率 (%)
1916/17	11.49	5.33	13.4
1917/18	10.43	7.44	16.3
1918/19	6.21	8.44	18.2
1919/20	6.47	9.13	20.6
1920.7~9	1.07	2.38	24.5
1920/21	6.71	10.05	24.9
1921/22	7.33	8.35	22.3
1922/23	170.597*	40.597*	23.8

*単位：10億マルク。

年 度	固定資産 増加額	減価償却 額	減価償却 率 (%)
1907/08	8.19	4.81	16.5
1908/09	14.78	5.10	14.2
1909/10	4.93	5.13	12.6
1910/11	8.46	5.51	13.1
1911/12	16.05	6.82	13.9
1912/13	13.72	9.02	15.8
1913/14	21.51	7.52	11.5
1914/15	3.16	7.08	10.1
1915/16	7.11	10.21	14.9
1916/17	8.03	9.53	14.5
1917/18	16.17	10.17	14.9
1918/19	12.35	8.25	11.4
1919/20	22.34	15.44	18.9

年 度	固定資産 増加額	減価償却 額	減価償却 率 (%)
1916/17	10.38	25	14.0
1917/18	12.46	26	15.8
1918/19	16.9	29	18.9
1919/20	8.11	29	21.6
1920.7~9	1.2	8	29.0
1929/21	32.8	30	25.2
1921/22	32.9	40	32.5

資料は第5表と同じ。

年 度	固定資産 増加額	減価償却 額	減価償却 率 (%)
1916/17	9.52	22.42	13.4
1917/18	20.68	22.16	13.8
1918/19	12.43	13.4	8.7
1919/20	21.20	35	22.1
1920/21	70.3	45	26.6
1921/22	90.2	71.28	35.7

に区別しないで示した資料しかえられぬため、固定資産に土地をふくめて償却率を算定することとなり、償却率は実際よりも過小に計算されることになるが、それでも、みられるように、きわめて高い償却率を示している。また固定資産増加額が公表されず、減価償却額のみしか判明しない若干の企業については、1920年についてのみおおざっぱな償却率 $(\frac{\text{減価償却}}{\text{期末固定資産} + \text{減価償却}})$ を算定したが(第8表)、これによってもインフレ期の償却率が非常に高いことが知られる。

なお、本稿にとりあげた電気工業会社については、1920年の貸借対照表では、A E Gをはじめとして4社とも、機械設備等を1マルクで表示しており、土地と建物だけが固定資産として計上されているにすぎない。そこには膨大な秘密積立金の設定が想像されるが、固定資産増加額のみならず、機械設備等の各年度の減価償却額も全然公表されていないため、過大償却を数値としてとらえることはできない。

以上のことから、ドイツの第一次大戦後のインフレ期における固定資産勘定には、減価償却不足どころか膨大な秘密積立金が設定されていることがわかる。まさに「架空」利益を排除するために、貨幣価値下落の影響をうけることがも

第8表

(単位:百万マルク)

1920	減価償却額	期末 固定資産価額	減価償却率(%)	1917~1921年 (5年間)の減 価償却額累計
Essener Steinkohlen	1.80	32.2	5.3	10.30
Phönix	21.26	109.2	16.3	88.99
Krupp	10.46	262.3	3.8 ¹⁾	257.57
Mannesmann	7.52	78.8	8.7	39.25
Rheinische Stahl	12	147.7	7.5	59
BASF	80.02	180.2	30.8	348.16
Bayer	9.13	16.3	35.9	46.32
Höchst	19.16	54.9	25.9	98.56
Linke-Haffmann	6.93	18.8	26.9	22.61
Augusburg-Nürnberg	2.46	40.1	5.8	26.42
Rheinische Metall	5.85	31.9	15.5	16.53 ²⁾

資料は第5表と同じ。

1) Kruppの償却率が非常に小さいが当年度のみ減価償却額が少なくなっているもので、1918年、1919年の減価償却額はそれぞれ68.59, 81.93と当年の7~8倍であることに留意しなければならない。

2) 1917年、1918年は、減価償却ゼロである。

っとも少ない貸借対照表項目、すなわち固定資産が一般にその対象とされた⁶²⁾のであった。

次に棚卸資産についてみると、その金額は、固定資産の場合とちがって、インフレ期には貨幣価値安定期に比べてかなり増加している。しかし、このインフレ期には「原料調達の不確実、ストライキによる経営混乱、労働時間短縮による製造期間の延長が多くの棚卸資産(Vorräte)の保有を、したがって貸借対照表に大きな金額を必然的にもたらした。……しかし棚卸資産の量が多いとすれば、貸借対照表の金額は〔資産の〕高価格なのに比べて低すぎる。事実、ほとんどすべての〔会社の〕営業報告書は、在庫が非常に保守的に評価されているとのべている」⁶³⁾のである。また前掲第5表にみられるように、棚卸資産の総資産に対する比率は、名目額によるものではかなり大きいとはいえ、固定資産と資本参加のみ金マルク表示、その他資産は紙幣マルク表示と想定した場合の換算額での比率は非常に小さくなるので、企業によりかなりの差異はみとめられるにしても、棚卸資産についても紙幣マルクのままで表示されているとみるよりは、むしろ、かなりの過小評価＝秘密積立金の設定がおこなわれているとみてよいであろう。

まさに当時のインフレ期には「固定資産は金マルクで表示されているのみならず、しばしば金マルク以下に表示されている」⁶⁴⁾のであり、「棚卸資産の金額は紙幣マルク額ではなく、金マルク額に近い」⁶⁵⁾ので、そこには、秘密積立金を設定することによって「金マルク計算」をおこなおうとしたインフレ会計実務がはっきりとみられるのである。もとよりこれは、全貸借対照表価額を統一的に金マルクに換算する金マルク会計を志向したものでなく、資産価額とくに実体資産の価額を、新規取得分はインフレで名目額が増大するにかかわらず、

62) Schmalenbach, *Goldmarkbilanz*, S. 26.

63) Prion, *a. a. O.*, S. 24.

64) *Ebenda*, S. 27.

65) *Ebenda*, S. 24.

名目資本会計の下で、貨幣価値安定期と同じ様に低く表示せんとしたためのものとみることができる。その結果、借方・資産の評価減に相当するだけ、貸方では利益額が過小に表示され、利益も「金マルク」で示されているとみてよい。しかし、この「金マルク」利益がそのときの紙幣マルクに換算して分配されないのはもちろんであって、分配されるのは名目額によるものでしかなかった。「架空」利益を排除すべしと喧伝し、その具体的方策を「金マルク」計算＝秘密積立金設定にもとめることによって、前稿に明きらかにした（なお続稿参照）膨大な債務者利潤（実現分は自動的に利益として計上されてしまう）を主として隠蔽しようとしたのが当時の大企業だったのである。

シュマーレンバッハはいう。「貨幣価値下落の結果、一般に架空利益どころか反対に、通常の貸借対照表作成によって表示される以上の利益をもっている経営が存在する。この種の経営の典型は、償却率の低い固定資産（土地・建物等）と負債を多くもつ経営である。そのような経営は……一般に架空利益をもたず、表示利益は実際利益より小さい。それにもかかわらず……他の経営と同じ貸借対照表計上手段〔秘密積立金設定〕を利用する。その結果、すでに本来低すぎる利益がなお一層低くなるのである。そのような経営は、しばしば、旺盛な〔設備〕投資活動をおこなう経営と同一であるので、……利益蓄積を他の経営よりも一層多くおこなう手段をもっている。』⁶⁶⁾ここにいう経営とはまさに大企業にほかならない。そして、このシュマーレンバッハの言は、インフレ期に秘密積立金設定によって真の利益が隠蔽されたことを、如実に示しているものとみることができよう。

なお、インフレの激化とともに、「金マルク」表示の志向、すなわち従来、慣習となっていた秘密積立金設定方策だけでは、企業の満足するところとならず、膨大化するインフレ利益隠蔽のために、新たな会計方法——ゼロ以下償却、更新準備金設定など、取得原価とは無関係に費用を過大にする方法——が展開されたのであるが、それについては続稿で取扱う予定である。 (1966.6.12)

66) Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 29.